

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

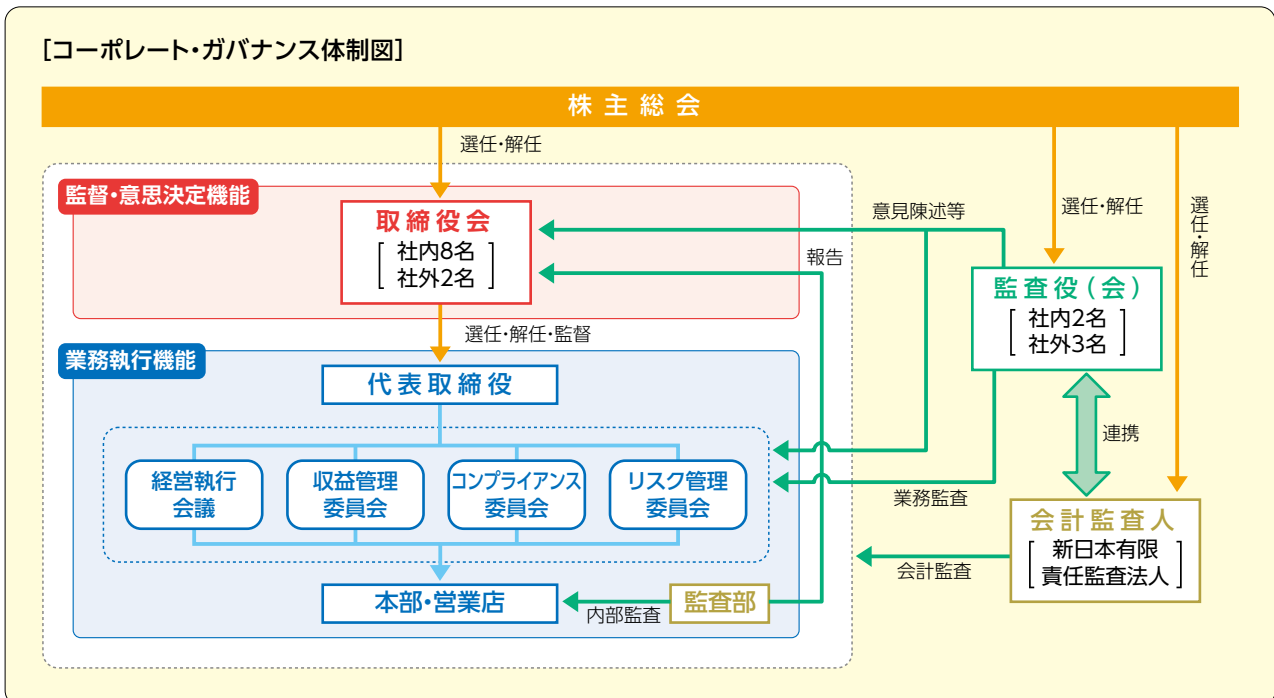
当行では経営理念の実現に向けて、公正かつ迅速・果敢な意思決定プロセスを有効に機能させるべく、取締役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

取締役会は、社外取締役の複数名選任により、社外の視点で監督する機能を備えて、経営を監督するほか、監査役会設置会社として、監査役及び監査役会は、取締役会から独立して客観的かつ中立的な立場で経営を監視することで経営に対する監督の実効性を確保しております。

ガバナンス強化は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に不可欠との認識のもと、平成27年度は、社外役員を中心とした取締役会の諮問機関（「ガバナンス協議会」*1）を設置し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するための行動指針（「コーポレートガバナンス・ガイドライン」）を制定いたしました。また、海外投資家向けIRを開催するなど情報開示の充実等も図りました。

引き続き、健全な経営判断に必要な体制構築、及び株主をはじめとするステークホルダーとの対話や情報開示等に取り組んでまいります。

*1 委員の過半数を社外取締役及び社外監査役で構成する諮問機関であり、取締役及び監査役の指名、取締役の報酬等、及びその他経営上の重要な事項に関する協議を行い、必要に応じて取締役会に対して助言等を行っております。



コーポレート・ガバナンス体制の概要

取締役会	取締役会は、社外取締役2名を含む取締役10名で構成し、原則月1回開催するほか、必要に応じて随時開催し、法令または定款で定められた事項のほか、経営に関する重要事項について決議するとともに、取締役及び執行役員の職務執行を監督しております。
監査役(会)	監査役会は、公正かつ高い専門性を有する社外監査役3名を含む監査役5名で構成されており、監査体制の独立性と中立性を確保しております。各監査役は、監査方針等に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議へ出席し、意見陳述を行うなど、経営に対する監督・監査を適切に実施しております。
経営執行会議	経営執行会議は、取締役頭取、専務執行役員及び常務執行役員で構成し、業務執行に係る重要な事項の協議決定機関として、定期的または随時開催しております。また、「収益管理委員会」、「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」を設置し、より専門的な事項について協議決定を行う体制としております。
執行役員制度	経営に関する意思決定の迅速化と業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入し、取締役会で選任された執行役員（平成28年7月1日現在、23名、うち取締役兼務7名）が業務執行にあたることで、機動的な意思決定とスピード感のある企業経営をめざしております。
監査部	業務の健全性及び適切性の維持・向上の観点から、独立部署である監査部が内部監査部門として、資産・リスク監査を実施するとともに、本部・営業店及び子会社等の業務運営状況を内部監査し、その結果を取締役会等へ報告しております。
会計監査人	当行の会計監査人は新日本有限責任監査法人です。監査人として独立した立場から適正な監査を実施しております。